



福島イノベーション・コースト構想の重点分野 に係る取組を行う皆さまへ

浜通り地域等において イノベ構想の重点分野に係る 新製品の開発等を行う方を 対象とした税の優遇制度があります！

福島復興再生特別措置法
〈福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置〉

イノベ構想の重点分野※に係る新製品の開発等について
設備投資、被災者等の雇用、研究開発を行う場合、
課税の特例を受けることができます。

※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、
⑤医療関連、⑥航空宇宙

申請できる方

新産業創出等推進事業促進区域※₁内において、新産業創出等推進事業※₂を
行う個人事業者又は法人 【知事の認定が必要です】

※₁ : 福島国際研究産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、
大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施
が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると提出新産業創出等推進事業促進計画で定めた区域。

※₂ : 新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集
積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業。

《お問い合わせ先》

▶ 制度概要について 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 TEL : 024-521-7853

▶ 認定申請について 県北・県中・相双・いわき地方振興局企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。

インターネットで

イノベ税制

検索



■ 対象となる区域

新産業創出等推進事業促進区域

福島国際研究産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域です。

具体的な区域は、提出新産業創出等推進事業促進計画を確認ください。



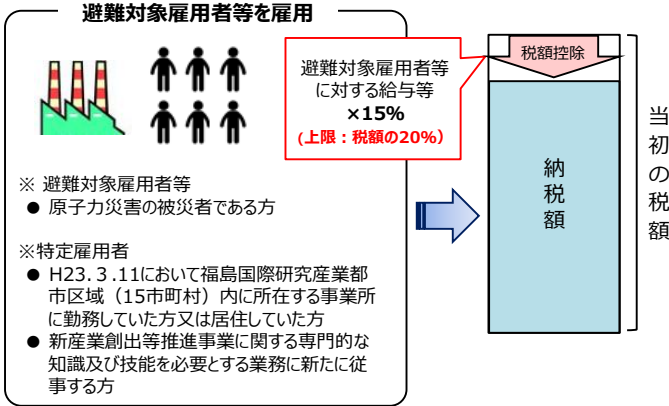
■ 手続きの流れ



■ 特例の内容

● 避難対象雇用者等を雇用する場合

認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等または特定雇用者※に対する給与等支給額の**15%を税額控除**（認定を受けた日から5年間）



● 設備投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、新産業創出等推進事業の用に供する機械・装置、器具・備品及び建物等を取得した際の**特別償却**または**税額控除**

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置 器具・備品	即時償却		機械・装置 器具・備品	15%
建物、構築物	25%	建物、構築物	8%	

申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能

● 開発研究用資産への投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、開発研究用資産の**即時償却**に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして**税額控除**

(注) 上記「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」の税額控除は選択適用。

■ 本税制を活用することができる期間

